

平成 30 年 6 月 29 日
大 阪 税 関 業 務 部

飲用乳に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について（お知らせ）

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までの期間に輸入された飲用乳の輸入数量が、輸入基準数量を超えることとなり、平成 30 年 7 月 1 日以降に輸入される当該物品について、下記のとおり、特別緊急関税が課されることとなりましたので、お知らせします。

記

1. 対象品目

飲用乳（関税率表番号「0401. 20 号の 1」に分類されるもの）

2. 統計品目番号及び関税率

統計品目番号	関税率（発動後）
0401. 20-190	21. 3% + 114 円/kg → 28. 4% + 152 円/kg

3. 適用期間

平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（注）上記 1 の品目であっても、関税割当対象品目については、特別緊急関税対象外です。

不明な点がございましたら、業務部通関総括第 1 部門
(06-6576-3313) までお問い合わせください。